下を緊急対策（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十条第一項に規定する緊急事態応急対策をいう。以下同じ。）、以後規定する原子力災害緊急事態応急対策（同法第二十条第一項に規定する原子力災害緊急事態応急対策をいう。以下同じ。）及び以後規定する原子力災害事後対策（同法第二十条第三項に規定する原子力災害事後対策をいう。以下同じ。）を実施すること。	
に沿つて原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策を実施すること。	
原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策を実施すること。	第二十三条第四項第三号
及び関係地方公共機関並びに指定公共機関及び原子力事業者	

第二十八条第三項の表第二十三条第六項の項の次に次のように加える。

原子力災害対策指針又は市町村地域防災計画	業者並びにその他の関係者	災害予防又は災害応急対策
原子力災害事後対策	原子力事業者並びにその他の関係者	原子力災害予防対策、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策
市町村地域防災計画	並びにその他の関係者	災害予防及び災害応急対策
		第二十三条第七項
		第二十三条の二第四項

2　前項の場合において、前条中「第二十八条第一項の表第四十条第三項」とあるのは、「第二十八条第一項の表第四十条第二項第二号の項中「原子力緊急事態宣言」の下に「（原子力災害対策特別措置法第十五条第二項の規定による原子力緊急事態宣言をいう。以下同じ。）」を加え、同表第四十条第三項」とする。

3　第一項の場合において、原子力規制委員会設置法附則第五十四条のうち次の表の上欄に掲げる原子力災害対策特別措置法の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

及び関係地方公共機関	第二十三条の二第一四項第二号
災害	第二十三条の二第二四項第二号
災害予防及び災害応急対策	第二十三条の二第二六項
災害予防又は災害応急対策	
、関係指定地方公共機関及び原子力事業者	
原子力災害（原子力災害が生ずるおそれがないことが明らかであるものを除く。）	
原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策	
原子力災害対策特別措置法の改正規定	

第十七条第八項の改正規定	第十八条の改正規定
第二十条第六項	防災計画」の下に「、原子力災害対策指針」を加え、同条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号
第二十条第七項	緊急事態応急対策」を「緊急事態応急対策等」に改め、同条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号中「防災計画」の下に「、原子力災害対策指針」を加え、同号

二　原子力災害事後対策実施区域において指定行政機関の長、指定地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに原子力事業者、原子力災害対策指針又は原子力防災組織が作成する原子力災害事後対策に関する計画に基づいて実施する原子力災害事後対策の総合調整に関すること。

三　原子力災害事後対策実施区域において指定行政機関の長、指定地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに原子力事業者、原子力災害の原因となつた原子力施設の状況の把握に関すること。